

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年6月27日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
上川井小学校 事務室窓ガラス修繕
- 2 履行場所
横浜市旭区上川井町2913
横浜市立上川井小学校
- 3 契約日
令和7年5月23日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年6月20日
- 5 契約金額
64,350円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市保土ヶ谷区星川3-14-37
有限会社大西ガラス
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
1階事務室の窓ガラスが破損したため、防犯上および安全上のリスクに加え、雨天時には雨漏りによる室内への被害も懸念されることから、緊急契約により修繕作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立上川井小学校